

厚生労働大臣の定める掲示事項(令和6年10月1日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【関東信越厚生局長への届出事項】

以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

(1) 特掲診療科の施設基準等

◆在宅時医学総合管理料◆人工腎臓◆導入期加算1◆透析液水質確保加算◆慢性維持透析濾過加算◆
医療機器安全管理料Ⅰ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算

明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて 【下肢抹消動脈疾患指導管理加算】

当院では、慢性維持透析を行っている患者様に対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいております。

下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関：埼玉医科大学病院

一般名での処方について 【一般名処方加算】

当院では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること）を行っておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、ご心配なことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

医療情報の活用について【医療情報取得加算】

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

令和6年10月1日 東松山宏仁クリニック 院長 石井 栄